

アライオークション小山 利用に関するルール

アライオークション小山

会員各位

平素よりアライオークション小山会場をご利用いただき、誠にありがとうございます。全ての会員様に安心して、また気持ち良くオークション会場をご利用いただくため、下記のルールを遵守くださいますようお願い申し上げます。

なお、下記の各ルールに反する行為をされた会員様または関係業者様につきましては、理由の如何に関わらず、アライオークションとの各取引を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ルール違反と思われる行為を見かけた場合は、事務局または守衛までご一報くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

1. 搬入・搬出に関するルール

(1) 搬入受付・出品票に関する事項

- ① 出品票または出品申込書がない場合、搬入は受付できません。
- ② 当該週の開催へ出品する車両・機械以外の搬入は受付できません。
- ③ 出品する車両・機械ごとに、指定の出品票を使用してください。(乗用車用、バス・トラック用、産業機械・トラックパーツ専用)
- ④ 指定の出品票を使用せずに出品した場合、アライオークションにて指定の出品票へ書き直す場合があります。その際の記載内容の誤りについて、アライオークションは一切の責任を負いません。
- ⑤ 搬入時は、アライオークション指定の車両搬入確認書に必要事項を記入し、守衛へ提出してください。記入漏れまたは未提出で搬入された車両について、アライオークションは一切の責任を負いません。
- ⑥ 指定の搬入場所、または守衛が案内した場所へ搬入してください。

(2) 搬入時間・搬入条件

区分	搬入期限
パントラ/4輪小山/パーツ(土曜日開催)	木曜日 正午 12時まで

※場内の搬入状況により、搬入時間を変更する場合があります。

※会場・ヤードにより搬入期限・営業時間が異なる場合がありますのでご注意ください。

- ① 搬入日時に関わらず、出品番号が前後する場合があります。
- ② 残燃料が 10 リッター以上であること、また特殊燃料車については残燃料が十分であることを確認してから搬入してください。
- ③ 搬入時の事故・トラブルについて、アライオークションは一切の責任を負いません。
- ④ 会場で車両を移動する際に事故・トラブルを発生させた場合は、速やかに事務局または守衛まで連絡してください。
- ⑤ 仮ナンバーで車両を搬出入する際は、荷台への積載および同乗者を禁止します。

(3) 出品車両・機械の確認事項

- ① タンク車、ミキサー車、パッカー車等を出品する場合は、上物の中に残留物がないことを事前に確認してから搬入してください。
- ② 出品するトラックへの積載物は原則禁止とし、積載する場合は、その車両に使用可能な部品のみ積載可能とします。
- ③ ダンプを出品する際、荷台に積載物がある場合は、ダンプアップ時に積載物が落下しないよう、事前にロープ等で固定してください。
- ④ 車両に打刻された車台番号、または機械の製造番号を事前に目視確認し、鮮明に確認できる状態で搬入してください。

※アライオークションの判断により出品取消となる場合があります。

(4) フォークリフト使用に関する事項

- ① アライオークションが貸し出すフォークリフトを使用する際の事故・トラブル等について、アライオークションは一切の責任を負いません。
- ② フォークリフトを使用する際は、有資格者が操作し、ヘルメットを着用してください。

(5) 搬出期限・搬出時の注意事項

区分	搬出期限
バントラ/4輪小山/パーツ(土曜日開催)	火曜日 午前9時まで

※期限内に搬出されない場合は、規約に基づき搬出遅延ペナルティを請求させていただきます。

※会場・ヤードにより搬出期限・営業時間が異なる場合がありますのでご注意ください。

- ① 車検付き車両に積載する場合は、積み荷の落下防止策を講じ、安全輸送に努めてください。また、過積載は禁止します。
- ② アライオークション会場内を搬出した後の事故・トラブルについて、アライオークションは一切の補償および責任を負いません。
- ③ 会場で積載車に車両を積載した時点で搬出したものとみなし、積載後のクレーム対応等は搬出済み車両として対応します。出品車両に出品車両または出品物品等を積載した場合も同様です。

- ④ 車両に貼付してある搬出券を守衛に提出した時点で搬出したものとみなし、その後のクレーム対応等は搬出済み車両として対応します。
- ⑤ 搬出時にエンジンを始動する際は、周囲の安全を十分に確認し、ギアがニュートラルポジションであることを確認してから始動してください。
- ⑥ 搬出時にバッテリー逆接続等により車両を故障させた場合は、速やかに事務局または守衛へ連絡してください。なお、修理費用等の賠償を請求させていただきます。
- ⑦ 規定の搬出期限を超えて会場内に車両・機械を放置した場合、その車両に関する事故・トラブルについて、アライオークションは一切の責任を負いません。
- ⑧ 車両を搬出する際は、車両引取証の添付を必須とします。車両引取証がない場合は、事務局または守衛所にて所定の申請用紙へ必要事項を記入し、免許証を提示のうえ、車両引取証の発行を受けてください。
- ⑨ 特別な事情により出品前に車両を搬出する場合は、事務局の許可を必要とします。必要書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑩ 車両は、場内状況により所定の位置にない場合がございます。

(6) 会場周辺道路・搬出後の取扱い

- ① 会場周辺の道路を通行する際は、道路交通法を遵守し、安全走行に十分配慮してください。また、騒音、違法駐車、無断駐車等、近隣住民や近隣施設の迷惑となる行為は絶対にしないでください。
- ② 会場周辺の大型車両通行禁止区域を通行する場合は、事前に警察にて通行許可証の発行を受けてから通行してください。
- ③ 搬出期限を過ぎた AA 在庫成約車両は、当該週のオークション終了まで搬出不可となります。

2. その他のルール

- (1) 産業機械・現状車を出品配置する際、アライオークションにてフォークリフトを使用する場合があります。その際の出品車または機械についた傷・破損等について、アライオークションは一切の責任を負いません。
- (2) 下見をする際に、車両または車両上物を損傷・故障させた場合は、理由の如何に関わらず、下見をした会員様へ全ての賠償責任を請求させていただきます。
- (3) 積載等、アライオークションが必要と認めた場合を除き、オークション会場内への車両の乗り入れを禁止します。乗り入れする場合は、必要な手続きを行い入場許可証の発行を受けてください。
- (4) オークション会場内にゴミや出品車の不要品を捨てることを禁止します。

- (5)下見中の不慮の事故による怪我等について、アライオークションは一切の責任を負いません。
- (6)喫煙は所定の場所で行ってください。
- (7)オークション会場内に、事務局の許可なく車両を放置・無断で駐停車することを禁止します。
- (8)オークション会場内で車両を移動した場合は、必ず鍵を車両に付けたまま駐車してください。鍵を抜いて駐車し、オークション運営に支障を来す場合、アライオークションは所有者に断りなく車両を移動する場合があります。その場合の車両についた傷等について、アライオークションは一切の責任を負いません。
- (9)オークション会場内にある所有者不明の車両・機械について、アライオークションは一定の告知期間を経た後、強制処分する場合があります。
- (10)出品車の部品等を盗難する行為を確認した時点で、即時警察へ通報します。なお、後日、防犯カメラにより盗難の事実が判明した場合であっても、警察対応とさせていただきます。

以上